

第百五十九回国
参議院農林水産委員会會議録第十三号

平成十六年四月二十七日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月二十一日

小齊平敏文君

今泉 昭君

羽田雄一郎君

小泉 親司君

四月二十二日

有馬 朗人君

松山 政司君

江田 五月君

小川 勝也君

四月二十三日

椎名 一保君

谷林 正昭君

市田 忠義君

紙 智子君

四月二十六日

補欠選任

池田 幹幸君

小池 晃君

四月二十七日

補欠選任

紙 智子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岩永 浩美君

加治屋義人君

段本 幸男君

常田 享詳君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

市川 一朗君

太田 豊秋君

小齊平敏文君

松山 政司君

三浦 一水君

小川 勝也君

羽田雄一郎君

千葉 国男君

福本 潤一君

池田 幹幸君

岩本 莊太君

中村 敦夫君

亀井 善之君

市川 一朗君

福本 潤一君

高野 浩臣君

国務大臣

農林水産大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林水産委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岩永浩美君) ただいまから農林水産委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。

去る二十一日、今泉昭君及び小泉親司君が委員を辞任され、その補欠として信田邦雄君及び市田忠義君が選任をされました。

また、昨二十六日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として池田幹幸君が選任をされました。

○委員長(岩永浩美君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩永浩美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に紙智子君を指名いたします。

○委員長(岩永浩美君) 農林水産委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営

を育成するとともに、このような農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが重要であります。

そのためには、地域において構造政策を推進する役割を担う農業委員会について、業務の重点化と業務運営の効率化等を促進する必要があると

す。

また、近年、地方分権の推進が強く求められている中、農業委員会についても、その設置について市町村の自主性を高めるとともに、地域の実情に応じた組織運営を可能とすることが強く求められております。

政府といたしましては、このような課題に対応するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農業委員会の必置基準面積の算定方法の見直しであります。

農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定対象から除外することとしております。

第二に、農業委員会の業務の重点化であります。

農業委員会が行う法令に基づく業務以外の業務について、農地及び経営に関する業務に重点化を図ることとしております。

第三に、選挙委員の下限定数の条例への委任であります。

選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任することとしております。

このほか、選任による委員の選出方法を見直すとともに、部会設置の弾力化などを図ることとしております。

続きまして、農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農業を振興していくためには、技術の開発と普及が基本であります。これまで、農業改良助長法に基づき、試験研究機関で開発された新技術を地域の条件に応じて現場に合った形で農業者に普及することにより、農業政策上の様々な課題に対応して、成果を上げてきたところであります。

しかしながら、近年、食の安全、安心の確保など消費者の視点を重視した生産・流通体制の確立や、経営改善に意欲的な農業の担い手への支援の重点化等が求められている中で、これらの課題に対する普及組織の対応が必ずしも十分でないとの指摘がなされているところであります。

また、地方分権の推進のため、都道府県の自主性の拡大の観点に立つた事業運営が求められているところでもあります。

このような状況を踏まえ、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、政策課題に対応した高度かつ多様な技術、知識をより確に農業現場に普及しているようにするため、普及関係職員を専門技術員と改良普及員の二種類に分けている現行制度を見直し、調査研究と普及指導とを一元的に実施する普及指導員を置くこととしております。

第二に、都道府県が自主性を発揮し、弾力的、機動的な事業運営ができるよう、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止することとしております。また、普及指導を効果的に行うため、都道府県の判断により、普及指導員の活動により得られた知見の集約、専門分野が様々な普及指導員の活動の役割分担、進捗管理等、普及指導を総合化するための活動を行う普及指導センターを置くことができることとしております。

第三に、都道府県が自らの判断で実態に応じた

運用が可能となるよう、専門技術員及び改良普及員に支給されている農業改良普及手当の上限を廃止するとともに、その名称を普及指導手当に改めることとしております。

続きまして、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化の中で、農業の健全な発展と農村の活性化を図るためには、農業を担うべき者を確保していくことが重要な課題となっており、

このような課題に対応するため、自ら農業経営を行おうとする青年等に対して、無利子の就業支援資金の貸付け等の措置を講じてきたところであります。これにより、新規就業農者数は増加してきておりますが、まだ十分とは言えない状況にあります。

一方、近年、農業を営む法人や農家に就業し、その一員として農業に取り組もうとする者が増加してきております。また、農業経営の法人化の進展等に伴い農業法人等の人材需要の増大が見込まれる中で、将来の農業を担う者を確保していくためには、農業法人等への就業を目指す者に対する支援も重要となつていくところであります。

このような状況を踏まえ、農業法人等への就業を積極的に促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農業法人等が、新たに就業しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。

第二に、都道府県青年農業者等育成センターが、この認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就業支援資金を貸し付けることができることとしております。また、この認定を受けた就業計画に基づき施設の設置等につき農業改良資金の貸付

けを受ける場合には、新規就業農者の経験不足による収益性の低下リスクを軽減するため、農業改良資金の貸付けに係る償還期間及び据置期間を延長することとしております。

第三に、青年等の農業法人等への就業を促進するため、都道府県青年農業者等育成センターの業務として無料の職業紹介事業を、また、さきの認定を受けた農業法人等が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うことを追加することとしております。

以上がこれら三法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(若永浩美君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(若永浩美君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若永浩美君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若永浩美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案

一、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「農地面積」の下に「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三條第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三條第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。を除外する。を加える。

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

第六条第二項第三号を削り、同項第四号中「農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進」を「法人化その他」に改め、「及び農民生活の改善」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「事項」についてのけいもう及び宣伝を「情報提供」に改め、同号を同項第五号とする。

第七条第一項中「十人から四十人までの間で」を「四十人を超えない範囲内で」に改める。

第十二条第一号中「及び農業共済組合が組合」とに「農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ」に改め、「経営管理委員」の下に「又は組合員」

を加え、同条第二号中「五人」を「四人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数)」に改める。

第十四条第一項中「全員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において選挙区があるときは、所属の選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区に属する選挙された農業委員会の委員の解任のみを請求することができる。

第十四条第四項中「これらの」を「その請求に係る」に、「一般選挙」を「選挙」に改め、同項ただし書中「選挙による委員の全員」を「当該選挙による委員」に改める。

第十五条第三項中「及び第十九条の規定による解散」を削り、同条第五項中「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加える。

第十七条中「議会から」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十九条第一項中「農業委員会の下に」(選挙による委員の定数が二十人以上であるものに限る。)を加え、「農地部会を置く」を「農林水産省令で定めるところにより又は二以上の農地部会を置くことができる」に改め、同条第三項中「基本的な方針の決定を除く」から第六号を「から第五号」に改め、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同項第五号中「協力する」を「対し助言その他の協力を」に改める。

第四十一条第二項第三号中「都道府県農業共済組合連合会」の下に「又は農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合に該当する農業共済組合」を加える。

第五十九条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同条第五号中「外」を「ほか」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会の委員に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の農業委員会等に関する法律(次項において「新法」という。)第七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に任しているこの法律による改正前の農業委員会等に関する法律第十二條第二号の委員は、新法第十二條第二号の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。次条において「合併特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「超えす十を下らない」を「超えない」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の合併特例法第八條第一項の規定は、この法律の施行の日以後合併特例法第八條第四項において準用する合併特例法第六條第八項の規定による告示(以下この条において「告示」という。)がなされる合併市

町村(合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。)の農業委員会の選挙による委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までに告示がなされた合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第四条中「第十四条の二第四項」を「第八条第三項」に、「第十一条第一項」を「次条第一項」に改める。

第五条から第十条までを削る。

第十一条第三項中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条を第五条とする。

第十二条を削る。

第十三条第十三条を第六条とする。

第十四条第一項第一号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第二号中「専門技術員又は改良普及員が次条第二項第三項又は第五項の」を「普及指導員が次条第二項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同項第四号中「普及協力委員が第十四条の七第二項」を「普及指導協力委員が第十三条第二項」に改め、同項第六号中「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第七条とする。

第十四条の二の見出しを「(普及指導員)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。

二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

第十四条の二第三項を削り、同条第四項中「専門技術員を普及指導員」に、「第二項」を「前項第一号」に、「行われるよう」を「行われることにより、有用な成果が得られるよう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第八条とする。

第十四条の三の見出しを「(普及指導員の任用資格)」に改め、同条第一項中「専門技術員資格試験」を「普及指導員資格試験」に、「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第十四条の四の見出しを「(専門技術員及び改良普及員を普及指導員)」に改め、同条を第十條とする。

第十四条の五の見出しを「(普及指導手当)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項中「これら」を「その」に、「農業改良普及手当」を「普及指導手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一條とする。

第十四条の六の見出しを「(普及指導センター)」に改め、同条第一項中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に、「設けるものとする」を「設けることができる」に改め、同条第二項第一号中「その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整」を「普及指導員が第八條第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七條第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二條とする。

第十四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」

に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導協力委員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導協力委員」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「添附書類を添付書類」に改め、同条を第十四条とする。

附則中第十六条を第十五条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五條の規定は、公布の日から施行する。

(協同農業普及事業の運営に関する指針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成十六年十一月三十日まで、この法律による改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)第七條第二項及び第三項の規定の例により、協同農業普及事業の運営に関する指針を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の指針を定めるときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第七條第二項の規定により定められた運営指針とみなす。

(協同農業普及事業の実施に関する方針に関する経過措置)

第三条 都道府県は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、この法律の施行の日までに、新法第七條第六項及び第七項後段の規定の例により、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めなければならない。

2 都道府県は、前項の方針を定めるときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により定められた方針は、この法律の施行の日において新法第七條第七項の規定により定められた実施方針とみなす。

平成十六年五月七日印刷

(普及指導員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業改良助長法(以下「旧法」という。)第十四條の第三項の専門技術員資格試験に合格した者は、新法第九條の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十四條の第三項の改良普及員資格試験に合格した者は、この法律の施行後三年間は、新法第九條の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法及び地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第二項

二 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二條第五項

(農業取締法の一部改正)

第七條 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三中「第十四條の二第一項」を「第八條第一項」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改める。

(国有財産特別措置法及び構造改革特別区域法の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中「第十四條第一項第五号」を「第七條第一項第五号」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三條第一項第一号

二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十五條第一項第一号

平成十六年五月十日発行

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(以下「認定就農者」という。))」を削り、「就農する」を「就農し、又は新たに就農しようとする青年等」をその営む農業に就業させる(「限る」を「限り、第四條第四項の認定農業者にあつては、第二号に掲げるものを除く」に改める。

第四条第一項中「(青年等)」の下に「又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者」を加え、同条第四項中「認定就農者」の下に「(新たに就農しようとする青年等であつて、第一項の認定を受けたものをいう。以下同じ。))」又は認定農業者(新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であつて、同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。))」を加える。

第六条第二号中「認定就農者」の下に「又は認定農業者」を加え、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 新たに就農しようとする青年等について、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三條第一項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行うこと。

第七條第四項中「認定就農者」との下に「及び認定農業者」を加える。

第八條中「認定就農者」を削り、「就農した」を「認定就農者が就農し、又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた」に改める。

第九條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「とき」の下に「又はその営む農業に就業させなかつたとき」を加える。

第十條中「認定就農者」の下に「又は認定農業者」を加える。

を加える。

第十六條中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とし、第二十三條を第二十四條とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十三條 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四條第二項第三号の措置に係るものに限る。)の償還期間(据置期間を含む)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第二号中「第二條第二項」を「第四條第四項」に改める。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B